

岡山市肥料価格高騰対策支援金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世界的なエネルギー価格の上昇や円安等の影響により、肥料の価格が高騰しているなか、市内の農業者の負担軽減を図るため支援金を支給する、岡山市肥料価格高騰対策支援金事業について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援金 前条の目的を達するために、別表に定める岡山市肥料価格高騰対策支援金として、岡山市農業協同組合及び晴れの国岡山農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）によって支給される補助金をいう。
- (2) 支給対象事業者 別記に掲げる者をいう。

(支援金の支給)

第3条 農業協同組合は、支給対象事業者に対し、この要綱に定めるところにより、支援金を支給する。

2 支援金の支給は1支給対象事業者につき1回限りとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象事業者に対して支給する支援金の金額は、別表に定めるところによる。この場合において、支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 支援金に係る申請受付開始日は、令和7年6月23日とする。

2 申請期限は、令和7年8月22日までとする。ただし、支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が郵送で申請をした場合は、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

3 申請期限は必要に応じて関係者と協議の上、延長することができる。

(申請及び支給の方式)

第6条 支援金を申請する者は様式第1号のほか次に掲げる書類を添えて申請を行う。

- (1) 個人の場合、令和6年分の確定申告書第1表の写し
- (2) 法人の場合、法人税確定申告書及び法人事業概況説明書の写し
- (3) 確定申告書の添付書類等、肥料費が分かるものの写し
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 支援金の支給は、農業協同組合が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

(支給の決定等)

第7条 農業協同組合は、第6条第1項の規定により申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給又は不支給を決定し岡山市肥料価格高騰対策支援金支給決定通知(様式第1号ア)又は岡山市肥料価格高騰対策支援金不支給決定通知(様式第1号イ)により通知を行い、支給を決定した当該支給対象事業者に対し支援金を支給する。

2 岡山市は、農業協同組合が前項の決定を行うにあたり必要がある場合には、申請者の住民基本台帳に関する調査を行う。

(支給決定の取消し)

第8条 農業協同組合は、支給対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を取消することができる。

(1) 第2条に定める支給対象事業者の要件に該当しなくなった場合

(2) 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき

2 前項の規定は、支給すべき支援金の額の確定があった後についても適用する。

(支援金の支給等に関する周知)

第9条 農業協同組合は、支援金事業の実施に当たり、支給対象事業者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による農業者等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 農業協同組合は、前条規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象事業者から第5条第2項の申請期限までに第6条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象事業者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書に不備等があり、農業協同組合が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われなかったこと、その他支給対象事業者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支援金の返還)

第11条 農業協同組合は、支給決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、岡山市肥料価格高騰対策支援金(様式第3号)により期限を定めて、支給対象事業者に支援金の返還を求めることができる。

(加算金等)

第12条 支給対象事業者は第8条第1項各号に定める事由による取り消しを受けた場合において、前条の規定による支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた支援金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を求めるものとする。

2 支給対象事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(前項の規定による加算金を除く。)につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を求めるも

のとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支援金の支給を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金事業の実施のために必要な事項は、農業協同組合が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月15日から施行する。

別記（第2条関係）

支給対象者

以下の要件をすべて満たすもの

1 令和7年1月1日において市内に住所又は主たる事業所又は事務所を有する農業収入がある個人又は法人で、今後も事業又は営農を継続する意思を有するものであること。

2 別表に記載する支給対象者の要件を満たすもの。

3 次の（１）から（４）に掲げる「支援金の支給を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること。

(1)個人または法人（以下、「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2)役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

(4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表（第 3 条，第 5 条－第 7 条，第 9 条関係）

支給対象者	支給額	限度額
令和 6 年分の確定申告を行 った者又は法人として決算 報告を行った者で,そこに記 載された肥料費が 3 万円以 上の者	令和 6 年分の確定申告書又は決算 報告書に記載された「肥料費」の 1 0 %	5 0 万円(上限) ～ 3 千円（下限）

(様式第1号) 表

様式第1号

岡山市肥料価格高騰対策支援金交付申請書

岡山市農業協同組合 様
晴れの国岡山農業協同組合瀬戸支店 様
(※管轄の農協を選んで○で囲んでください。)

〒 - -
申請者 住所

令和7年 月 日

氏名(申請者)
※名又は記号押印
法人名※1

日中連絡可能な
電話番号 - -

※1 法人の方は、法人名及び代表者名を記入してください。

私は、事業を継続するため岡山市肥料価格高騰対策支援金の交付について申請します。
また、誓約・同意事項に同意します。

記

1. 肥料価格高騰対策事業

令和6年分確定申告書に記載の肥料費(A) ※2	(A)	円
(A) × 0.1 = (B) (千円未満切り捨て)	(B)	円
交付申請額 (B)と交付上限額50万円のうち、いずれか低い方の金額		円

※2 肥料費が3万円未満の方は対象外です。

2. 誓約・同意事項

【誓約・同意事項】

- 私は、本申請にあたり、岡山市肥料価格高騰対策支援金実施要綱の規定を遵守し、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。また、申請結果のいかんにかかわらず、提出書類の返還は求めません。
- 本申請の対象者要件審査のため、岡山市が私の住民記録状況を調査し、住民記録と当課が回答することに同意します。
- 申請書の不備等の事由により審査が完了せず、令和7年9月16日までに追加書類の提出がない場合、又は連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 本支援金受給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には当該支援金を返還及び延滞金等を支払うことに同意します。
- 私は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。
- 申請書及び添付書類に記載された情報を、公的機関(岡山市・警察署等)の求めに応じて提供することに同意します。

3. 振込口座 交付決定された場合、下記の口座に振込みます。なお、現金交付は行いません。

金融機関名	農協・銀行 組合・金庫	支店・支所名	店 所	口座種別 を選択	☐ 普通				
					☐ 当座				
口座名義 (申請者名義)	フリガナ								

※必ずフリガナをつけてください

交付番号

事務局記入欄

審査

入力

支払

※裏面の提出書類、チェックシートを必ずご確認ください。

▶▶▶▶

提出用チェックシート

【要件】 交付要件、添付書類を確認し、チェックしてください。		チェック欄	
項 目		申請者	事務職
今後も農業を継続する意思がある。			
令和 7 年 1 月 1 日において、岡山市に住所を有する農業を営む者（もしくは主たる事業所を有する法人）である。			
暴力団員又は暴力団、若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持つ者ではない。			
【提出書類】		チェック欄	
項 目		申請者	事務職
①	交付申請書（必須） ・本申請書に必要事項を記入		
②	令和 6 年分の確定申告書等の写し（必須） ※e-Tax で税務署へ申告した場合は、申告日等が表示されているもの（e-Tax で税務署へ申告し、申告したことが確認できる場合は③の書類は不要です。） 【個人】 ・確定申告書第一表の写し ・農業所得用収支内訳書又は農業所得用青色申告決算書の写し（「肥料費」が分かるもの） 【法人】 ・法人税確定申告書（別表 1）及び法人事業概況説明書の写し ・決算報告書のうち、「肥料費」が分かるものの写し		
③	所得証明書等（必要な方のみ） 紙で確定申告を行った場合など、②について税務署へ申告したことが確認できない場合に以下を提出 【個人】 ・令和 7 年度（令和 6 年分）所得証明書（原本） 【法人】 ・納税証明書その 2（原本）（総所得金額、事業所得金額が記載されたもの）		
④	振込先口座通帳の写し（必須） ・通帳のおもて面と通帳を開いた 1、2 ページ目の両方 ※申請者本人名義（又は法人名義）の通帳であること		
⑤	・継承確認書類（必要な方のみ） 令和 7 年 1 月 2 日以降に同一の世帯員から継承された方のみ 【亡くなった方からの継承の場合】 ・亡くなられた方の住民票除票の写し 【高齢等の理由から継承の場合】 ・継承理由書（決まった様式はありません）		
		申請者記入欄	

(様式第 1 号ア)

年 月 日

岡山市肥料価格高騰対策支援金 支給決定通知

先日、申請されました標記の支援金について、審査の結果、下記のとおり支給決定しましたので、通知します。

記

岡山市肥料価格高騰対策支援金 支給決定額

円

以上

(様式第 1 号イ)

年 月 日

岡山市肥料価格高騰対策支援金 不支給決定通知

先日、申請されました標記の支援金について、審査の結果、下記のとおり不支給決定しましたので、通知します。

記

不支給決定の理由

以上

(様式第 3 号)

年 月 日

岡山市肥料価格高騰対策支援金 返還決定通知

標記のことについて、以下のとおり決定したので通知します。

記

1. 返還金額 円

2. 返還事由

以上